

文化財を守るための文化庁の活動

歴史的な建造物を継承してゆくには定期的な修理が必要です。また、お金がかかる修理をできる限り少なくするため、建物まわりの樹木の伐採やシロアリ駆除など周辺環境の整備も大切です。一方、修理技術を継承する職人、修理用資材の確保なども保護には欠かせません。そのため文化庁では、文化財を重要文化財に指定し、補助金を交付するなどして保護を推進しています。



おかもと きみひで
岡本 公秀

文化庁文化財調査官(建造物)。ゼネコン勤務後、大学院にて日本建築史を専攻。京都府で文化財保護技師として近代和風建築の調査、清水寺の保存修理工事などに従事した後、平成25年から文化庁。重文の修理企画、文化財の保存技術、伝統的建造物群などを担当し、平成29年から創生本部でまちづくりを担当。

企業の文化財の保護活動

近年、保護経費を調達するため補助金以外にクラウドファンディングやCSRなどの利用が増えており、ふるさと納税も活用されています。PPP(官民パートナーシップ)の二環として民間の資金や

経営能力・技術力を活用し、公共施設等の建て替えや改修、維持管理・運営を行う共同事業の手法、PFIの利用も進んでいます。施設の所有権を公共が保有したまま、運営を民間事業者にゆだねるコンセッション方式の採用も見られます。旧荻田家付属町家

群(岡山県津山市)の宿泊施設化はコンセッション方式、市指定の京都市京セラ美術館はCSRの好例であり、特別史跡の大阪城跡もコンセッションに類似したPFIの手法を用いた活用が進められています。



旧荻田家付属町家群を活用した宿泊施設の完成イメージ(岡山県津山市提供)

京都で輝く"新・文化庁" 文化庁地域文化 創生本部だより

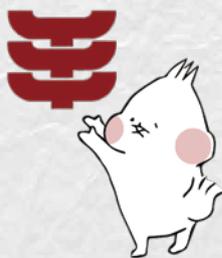


Vol. 2

長い歴史の中で地域の人々の生活や営みと密接に関わりながら生み生まれ、今日まで受け継がれてきた国民的財産である文化財。それらを守るため、文化庁では修理や整備、防災設備の設置や耐震対策、展示設備などに補助を交付しています。今回は、文化財建造物の保護という観点から、担当の岡本調査官に取組事例をご紹介します。

これからの文化財保護

海外では、企業によるこのような活動は珍しくないようですが、日本では文化財の保護に対する企業の活動は、まだまだ身近ではありません。文化財の魅力を生かした観光などが地域を活性化し、さらなる文化財の継承につながる…そんな好循環が生まれて欲しいと考えています。



文化財愛護シンボルマークと文化庁広報誌「ぶんかる」キャラクター ぶんちゃん

文化庁

地域文化創生本部

TEL:075-330-6720(代表)

<http://www.bunka.go.jp/>